

—やんば—
STOP! THE ハッ場ダムニュース



IN 埼玉

No.8 2006.3.1.

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子 TEL/FAX 048-825-3291

無駄なダムを造らないために もっと多くの市民の力が、必要です！

新たな年が始まり、6回目の裁判が1月25日(水)11時半よりさいたま地方裁判所で開かれました。多くの皆さんが参加されたので、傍聴席が粗方埋まり、県民の関心の高さを裁判官に示すことができました。

今回の裁判では利水に関する準備書面を提出し、野本弁護士が「利水面において、いかにハッ場ダムが無用であるか」についてパワーポイントを使いながら、わかりやすく陳述しました。

特に被告の主張の問題点として

- ①水道の保有水源を過小評価していること
- ②将来の水需要を過大予測していること

を指摘し、明快に被告側の県の主張を否定しました。(詳細は、次ページ参照)

昨年12月、新聞で報道されましたが、日本の人口は予測より早く減少に転じており、あるシンクタンクによると、公共事業を建設したとしてもその維持管理すら難しくなるとのことです。人口が減るだけでなく、高齢社会に向かう事を考えれば、水需要が今後増えていくとは、誰も考えられないでしょう。

現在、通常国会が始まり、マンション偽装事件や BSE 問題、防衛庁談合事件などの政府答弁を聞いていると誰のための政治なのかと憤りを覚えます。その上、財務省は、ハッ場ダム事業費に対してほぼ国交省の概算要求通りの356億円8900万円の予算をつけました。国の公共事業予算が、4.4%も削減され緊縮財政だといっているにも関わらず、この無用のハッ場ダムにこれほどの予算を投入するという愚行を早くストップさせるためにも、もっと多くの市民に知らせ、世論を高めていきましょう！

藤永 知子

裁判の傍聴をしてください

今回の裁判： 4月19日(水)午前11時から さいたま地方裁判所105号法廷

ハッ場ダム裁判 第5回・第6回口頭弁論のご報告

弁護士 野本 夏生

ハッ場ダム埼玉訴訟は、この間、2回、口頭弁論期日が開かれています。その内容を簡単にご報告いたします。

＝第5回口頭弁論の内容＝

第5回口頭弁論は、昨年11月30日午前11時から、さいたま地裁105号法廷で行われました。

この日は、まず、被告側から、埼玉県にとってのハッ場ダム建設事業の必要性を補充した準備書面が提出され（「準備書面（4）」）、被告代理人の弁護士が、この書面の要旨を口頭で説明しました。治水面については従前の主張の繰り返しでしたが、利水の必要性については、平成15年12月に県議会に報告提出された『埼玉県長期水受給の見通し』を使い、平成27年度には埼玉県の給水人口は約727万人、1日最大給水量は約312万 m^3 となると予想されるところ、この水需要をカバーするためには、思川開発事業とハッ場ダムとで毎秒10.413 m^3 を手当する必要があるのだと、ようやく具体的な主張をしてきました。ただ、暫定水利権に絡んだ利水面でのダムの必要性については、次回にさらに主張を行うと先送りにしてきました。

原告側では、被告の暫定水利権にかかわる主張内容について釈明を求めたほか、原告の河登一郎さんから、ダム建設が環境破壊や地滑りの危険をもたらすことについて、下久保ダムの実例に基づいて意見陳述をしていただきました。

＝第6回口頭弁論の内容＝

第6回口頭弁論は、本年1月25日午前11時30分から、さいたま地裁105号法廷で行われました。

この日は、まず、被告側から、宿題となっていた暫定水利権に絡んだ非かんがい期の利水の必要性に関する準備書面が提出され（「準備書面（5）」）、その要旨を被告代理人が口頭で説明しました。

これに対し、原告側からは、埼玉県にとってはハッ場ダムは利水上まったく無用の存在となっていることを指摘した準備書面を提出しました（1月25日付準備書面）。県が『埼玉県長期水受給の見通し』の中で、今後の水需要についてはとてつもない過大な予測を行い、他方、現在の保有水源については過小評価を行っていることを指摘した59頁にもなる力作です。当日は、この書面の概要を、パワーポイントを使ってわかりやすく説明しました。

このように、さいたま地裁においては、提訴から1年を経過して、ようやく本格的な論戦の火ぶたが切っておとされました。最初は利水問題でしたが、今後は、治水面での必要性、ダムサイトの地盤の危険性、ダム建設がもたらす環境破壊などの各論点について、順次、双方の主張が展開されていくことになります。ぜひご注目ください！



八ツ場ダム住民訴訟 傍聴記 06年1月25日

添野ふみ子

さいたま地裁での口頭弁論を傍聴しました。

裁判用語はわかりづらく、訴訟手続き過程で、いまどのレベルにあるのかが、いまいち分かりません。それを踏まえての感想です。

この日、原告側の野本弁護士さんが、利水問題の準備書面をパワーポイントを使いながら説明しました。パワーポイントの画面を見ながら、便利になったなあと感心しながら、説明を聴きました。

住民（原告）側の主張では、埼玉県は①水道の保有水源を過小評価し、②将来の水需要を過大予測しているが、それは偽りであるということを展開しました。

- ① 水道の保有水源については、農業用水転用水利権を保有水源に算入していない、地下水の利用可能量を過小評価している、利用率を低く設定しているの3点によって、過小に評価している。
- ② 将来の水需要の過大予測については、上水道の一日最大給水量や一人当たりの使用水量を実績から外れて予測している。有収率や負荷率が現実に合わせず、計算式の係数を低く見積もっており、一日最大給水量を過大化している。

埼玉県（被告）の主張と住民（原告）の主張を対比すると、以下のようになります。

滝沢ダム完成後の保有水源（県）224万 m^3 /日：（住民）345万 m^3 /日

2015年の一日最大給水量（県）312万 m^3 /日：（住民）290万 m^3 /日

数字で照応すると、よくわかります。これで八ツ場ダムをつくる必要性はまったくない、というのがよくわかります。

これで裁判官も納得してもらえたらな、と思ったのは私だけではないと思います。傍聴席はほぼ満員で、良識ある県民の方々の監視がちゃんと機能していることを感じました。

おいしい水を飲むために

(6) 自己防衛策の限界



嶋津 暉之

最近では家庭用浄水器やミネラルウォーターを使う家庭が多くなってきている。家庭用浄水器の販売台数は年間四百万台程度にもなっていて、普及率はすでに30%に達しているという。毎日、飲む水道水がまずいから、また、安全性に疑問を感じるから、浄水器やミネラルウォーターでおいしくて安全な水ということなのであろう。

ミネラルウォーターはスーパーなどで安売りされているが、それでも1リットルあたりでみると、100円程度になっている。一方、水道水の料金は随分高くなったが、1リットルの千倍の1m³あたりで100~200円であるから、ミネラルウォーターとは値段が非常に高いものなのである。

浄水器の値段も結構高い。電気ポットのような据え置き型が4~10万円以上、蛇口の先端に取り付ける蛇口直結型が1万円程度である。しかし、費用はそれだけではすまない。浄水器の大半は活性炭を使っているが、その活性炭を時折、交換しないと、機能を維持できない。この交換の費用はメーカー推奨の取り換え間隔では据え置き型の場合、年1~2万円程度である。

浄水器はどれほどの効果があるものなのか。まず、水道水をカルキ臭くする塩素はよく取れる。塩素に関しては、活性炭は触媒作用で塩素(分子状のもの)を塩素イオンに変える力があるから、活性炭は比較的長期間、塩素を除去することができる。しかし、水道水中の発がん性物質トリハロメタン等は、活性炭への吸着で除去されるものだから、吸着量が増えるにしたがって、吸着する力が衰えて除去率が低下していく。そのため、活性炭を時折交換しなければならない。カルキ臭がとれているからといって、活性炭を取り換えずに浄水器をいつまでも使っていると、一度吸着されたトリハロメタン等が出てきて(脱着)、濃度が逆に上昇してしまうことがある。

トリハロメタン等の除去機能をどの程度維持できるかは水道水の水質と使用水量によって異なる。水質が良好ではない河川中下流部から取水している水道水の場合は、除去機能の持続期間が短い。そのような水道水の場合は、メーカーが推奨している期間よりもっと頻繁に活性炭を取り換えないと、トリハロメタンの除去機能を維持することができない。この取り換えの費用は安くはない。

このように自己防衛策として浄水器やミネラルウォーターでより安全な水を飲もうとすれば、かなりの費用をかけなければならない。しかし、金を出すものだけが安全な水を飲めるというのは、真に不公平で、あるべきことではない。やはり、安全でおいしい水道水の供給を水道局に求めるべきだと思う。そして、最も安全性が高くおいしい水道水が、地下水を水源とする水道水なのである。

利根川水系河川整備計画の策定に対して 利根川流域住民の声を結集しよう!

1 河川法による治水面でのダムの上位計画

1997年に河川法が改正され、利根川等の各水系ごとに河川整備基本方針と河川整備計画を策定することになりました。また、この改正により、河川環境の整備と保全が河川法の目的に追加され、さらに、整備計画の策定において地域の意見を反映することが求められるようになりました。

- 河川整備基本方針
河川整備の長期的な目標を定める。ダム名は記載しない。
- 河川整備計画
今後20～30年間にいう河川整備の事業計画を定める。ダム名を記載する。

治水面でダム建設を位置づけ、ダムの上位計画となるのは河川整備計画です。利根川水系ではこの河川整備計画の策定がこれから急ピッチで進められていきます。

旧河川法時代の工事実施基本計画

旧河川法時代に策定されていたのは工事実施基本計画で、この計画には、河川整備の長期的な目標と河川整備の事業計画の両方が含まれていました。

新河川法の経過措置として、河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは従来の工事実施基本計画をそれらの代わりとしてみなすことになっていますが、

河川整備計画と工事実施基本計画は意味するところが全く違いますので、このみなし規定を長年の間、使い続けることは法の趣旨に反することです。

- 工事実施基本計画は
- ① 環境の視点がない。
 - ② 地域の意見を反映したものではない。
 - ③ 長期目標と事業計画が混在している。

2 利根川水系における動き

河川法が改正されてから8年も経過したにもかかわらず、利根川水系においては河川整備計画が策定されておらず、ハッ場ダム等のダム事業は上位計画がないまま、法律を逸脱した状態で進められてきました。

① 河川整備基本方針

つい最近まで河川整備基本方針の策定の動きさえ見られませんでした。が、昨年10月になって急に利根川水系に関する審議会が開かれて、形だけの審議が行われてきました。審議終了ということで、2月中頃には基本方針が策定されることになっています。

河川整備基本方針で最も重要な点は、基本高水流量、すなわち、想定洪水流量を何 m^3 /秒にするかです。利根川の工事実施基本計画では、来るはずのない過大な洪水流量（八斗島地点で22,000 m^3 /秒）が想定され、そのためにハッ場ダムの他に、数多くのダム建設が必要とされてきました。これから新たに数多くのダムを建設することは事実上不可能なことです。ところが、審議会は基本高水流量の是非について全く議論を行わずに、従

前からの数字22、000m³/秒を踏襲した事務局案を承認してしまいました。

そのため、利根川水系の河川整備基本方針は、従来の工事実施基本計画と同様、実現することが困難で、現実性がなく、意味のないものになりました。

② 河川整備計画

国土交通省関東地方整備局と各事務所（9事務所）が利根川水系河川整備計画の策定作業を始めました。平成18年度には河川整備計画の原案が示され、住民の意見を聴くなどの手続きが進められることになっています。

上述のとおり、河川整備基本方針は現実性がなく、意味のないものですが、一方、河川整備計画は今後20～30年間に実施する河川事業の内容を蓄くものですから、現実的な意味を持ちます。

河川整備計画は流域住民の安全と河川の環境を真に守ることができる計画でなければならないはずですが、官僚たちにまかしておくと、大規模工事を行うことを自己目的化した計画になってしまうでしょう。国は八ッ場ダムを河川整備計画に入れることを予定しています。

河川整備計画の策定では住民の意見を反映することが求められています。この点で、住民に対して開かれた形で整備計画の策定作業を進めてきて、大いに参考になるのは、淀川水系です。一方で、形だけの流域委員会をつくって数回の会議で審議を終了し、型どおりの公聴会で住民の意見を聴いたことにする水系もあります。

淀川水系の場合

2001年2月に流域委員会が発足し、さらに2005年2月に新たな流域委員会が発足しました。委員数は約50名で、その人選は一般からの一部公募も行った上で、有識者からなる準備会議で審議して決定しました。また、委員会の運営は委員が自主的に決定し、事務局を民間シンクタンクが担って、会議、会議資料、議事録等を原則としてすべて公開しています。さらに、委員会においては傍聴席からも意見を述べる時間がとられています。

3 利根川流域住民の声を結集しよう

利根川水系においてこれからどのような流域委員会が設置されていくのか、また、住民の意見の反映がどのように行われるのか、全く予断を許しません。このままでは住民の意見を聴くポーズをとるだけで終わってしまうことが予想されます。そうならないようにするためには、私たち住民の意見を関東地方整備局に対してどしどしぶつけていくことが必要です。

利根川流域の住民の声を結集して、住民の参加が保障される流域委員会を設置させる運動を展開していきましょう。

流域委員会において科学的な議論が十分に行われるようになれば、利根川水系河川整備計画への八ッ場ダムの記載を阻止することができるに違いありません。

流域住民の安全と河川の環境を本当に守ることができる利根川水系河川整備計画を策定させる運動に是非ご参加ください。

(当面の連絡先 嶋津暉之 TEL&FAX 048-958-2309

メールアドレス tshimazu@sa2.so-net.ne.jp)

民主党県議団の現地視察に 同行して見て来ました

藤永 知子

昨年12月1日～2日で、埼玉県民主党県議団のハッ場ダム現地視察に同行してきました。国交省のハッ場ダム工事事務所の佐久間副所長の案内で水没予定地と代替地の造成工事現場と道路の付け替え工事や JR 吾妻線のトンネル工事の現場を見て、その後嶋津さんの案内で、草津中和工場、品木ダムなどを見学しました。

地元では、ハッ場ダム反対が根強かったため、国交省が、住民を説き伏せるために水没地域の全面移転ではなく、「ずり上がり方式」というハッ場ダム特有の現地再建を条件として提示し、やむなく住民が受け入れた経緯があります。現在、代替地に転居する住民数を調査していますが、代替地の値段が、高く町の将来に見切りをつけ、他の土地へ移転していく人が、多いと聞いていたので、今、代替地はどうなっているのかと思い、代替地をみて回りました。

まず横壁地区では、「代替地の希望面積が唯一、現計画通りに造成されている所で、丸岩のイヌワシの営巣に気を使って工事を進めている」と副所長が、話していました。

「川原畑地区は、南斜面で、川原湯より条件がよいけれど、値段は安い、これって、おかしいですよ」とのこと。つまり、代替地の分譲基準なども国交省が決めたのではなく、地元の協議（代替地分譲基準交渉委員会）で決まったので、国交省には責任がないといわんばかりでした。川原湯地区においては「ライフライン未整備の代替地で観光業をやっているのか」という問いに対し、副所長は、地元が要求するから仕方なく現地ずり上がり方式をとったが、元から無理だったという趣旨の答えをされました。つまり、この計画は地元と群馬県が作ったもので、国は責任がない、という口ぶりでした。

「ダム本体工事見学ツアーを実施することで、川原湯温泉の観光に貢献したい。夜間照明をして迫力のある本体工事を見学できる」との話に参加者は、啞然としました。川原湯は元々は自然湧出の温泉ですが、代替地ではポンプアップをしたり、引き湯をしたりしなければなりません。その費用負担は？との質問に、「工事中は国交省が負担するが、工事が終わった後も負担するということはない」と説明。長野原町が負担するのか、それとも川原湯が負担するのか、いずれにしても随分無責任な話です。

ダムサイト予定地で、参加者は何度も「本当に工期が間に合うのか」と質問しましたが、「私に聞かないで」（間に合うとは言えません）という返事でした。昼夜2～3交代、冬場の天候の悪い時期でも、テントを張って工事を進めるとの話に、当麻議員

が「ダム建設の現場は事故が多いのよね」とコメント。「工期が延びると、機械のリース代なども上がり、事業費は増大する。できるだけ工期を予定通りにしたい」と話していましたが、「工期」「事業費」「現地ずり上がり」「無事故」の四点をこなすことは実質的に不可能であることは説明を聞いても明らかでした。

全体として、国交省の無責任ぶりがよくわかった代替地見学でした。50数年間もハツ場ダム問題で、犠牲を強いられた上に将来に不安を抱きながら、今も苦悩させられている現地の住民の姿がそこにありました。

インフォメーション



第7回裁判に参加してください！



第7回裁判は、4月19日(水)午前11時から、前回と同じくさいたま地方裁判所・105号法廷で開かれます。今回は被告(埼玉県)から原告からの求釈明(被告の主張への質問)に対する回答があり、原告側からは、治水についての準備書面を提出する予定です。傍聴者の多寡は、裁判に与える影響が大きいので、原告・監査請求人をはじめ、関心を持たれて方々には、ご多忙中とは思いますが、ぜひご参加下さい。

■6月～7月

滝沢ダム見学(日程未定)と利根川を歩こう会(日程未定)を企画中です。

詳細については、埼玉の会(藤永) TEL&FAX 048-825-3291
もしくは、E-mail: taikazann@hotmail.comへご連絡ください。

■10月9日(体育の日) 15:00～17:00(予定)

日本青年館(千駄ヶ谷)にて

加藤登紀子ライブ&イベント 「あなたは、やんばを知っていますか？」

(詳細については、後日お知らせします。)

ハツ場ダムをストップさせる埼玉の会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和3-12-3-601 藤永 知子 方

TEL/FAX 048-825-3291

*ハツ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp/>

*ハツ場ダムを考える会 <http://www.yamba-net.org>